

中井やまゆり園 障害者終日閉じ込め 20時間超施設 職員「虐待」の声も

まずは、当協会は「虐待は決して許さない」という基本姿勢であることを申し述べます。
その上で、上記の記事に関連した経緯と神奈川県自閉症協会としての活動と考え方について、
会員の皆さんにお知らせすると共に、会として情報発信をさせていただきます。

1. 当会と中井やまゆり及び併設の神奈川県発達障害支援センター「かながわ A(エス)との関係

当会神奈川県自閉症協会の前身「神奈川県自閉症児者親の会連合会」(1968年発足)では、発足以来「自閉症児者に対する行政施策の推進についての要望書」を県に提出すると共に、懇談会等を通じてお願いなどをしてきました。特に強度行動障害について「神奈川県の方は、県内で暮らせるようにしてください」と要望し続けてきました。1995年に中井やまゆり園の中に強度行動障害棟を作るに当たって、県より「建物の構造」についてお訊ねを頂きました。私たちは強度行動障害には自閉症支援が必要で、支援の質が強度行動障害の解決に繋がると考え、県と一緒に研究会を行いました。その中で、建物というハードよりも自閉症支援というソフトが大事という結論を得ました。

そして強度行動障害に対応する職員をバックアップする意味も込め、強度行動障害を解決するための自閉症支援の理念とノウハウを伝えるため、「自閉症療育者のためのトレーニングセミナー(以下トレセミ)」を開催してまいりました。トレセミは TEEACH プログラムをベースとし、全国でも一流の講師陣と、実際の自閉症の方の協力を得てモデルとなって頂き、受講者5人5チームでの講義と実践実技訓練を行うもので、親の会も毎回述べ150人日もの会員を動員し運営サポートに当たるものです。親の会として設立30周年記念事業として始めたもので、現在まで23年継続し、延べ500人を超える卒業生を送り出してきました。県からも県職員を受講生として送り出していただき約200人の卒業生がおられます。

また2005年にかながわ A(エス)が県の発達障害支援センターとして設置されましたが、設置場所について要望をさせて頂き、結果的に入所機能や強度行動障害棟がある県立中井やまゆり園に作られて、相乗効果を発揮されると共に、地域の相談支援機能として発展・定着されたと考えます。

かながわ A(エス)とは、当会役員会への定期出席や世界自閉症啓発デー&発達障害啓発週間での啓発活動等で、自閉症児者が生きやすい社会作りに連携して取り組んでいます。

2. 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会と報告書(令和3年3月作成)

最初の表題の中井やまゆり園の職員虐待の事については、実際にはこの報告書の中で明らかにされた事でした。津久井やまゆり園の指定管理者問題を契機に検証対象を他の県立障害者支援施設に拡大し、身体拘束への対応も含めた利用者支援について検証する検討部会は R2年7月に設置されました。検討部会では津久井やまゆり園に加え、県立障害者支援施設のうち県直営の中井やまゆり園、さがみ緑風園、指定管理施設の愛名やまゆり園、厚木精華園、三浦しらとり園の合計6施設を対象として、コロナ禍で直接視察できず、ヒアリングにより支援の検証を行い報告書が取りまとめられました。

報告書では、各施設個別の状況と問題点の考察と改善の方向について述べてあり、全体のまとめとして各施設に共通する不適切な支援の背景・要因と改善の方策及び利用者目線での支援の実現に向けて取り組みが必要な事について述べてあり、理解・納得できるものと考えています。

要点としては、特に行動障害のある人については大規模な入所型の施設での集団の中での支援では構造的に「管理性」や「閉鎖性」に陥りやすく限界があり、より個別的な支援が可能となる生活環境を考えるべきである。また、障害者支援施設においては、地域で障害者の暮らしを支える機能(緊急避難の短期入

所、支援の再構築等)や地域生活移行に向けた段階的な体制整備(行動障害のある人へ必要な支援内容の周知及び浸透、地域生活移行に向けた準備のための支援環境の構築、移行先の確保及び多職種連携の体制整備等)が求められる。とあります。

今後、県立障害者支援施設のあり方を含め意思決定支援の全県展開等、利用者目線の支援をより実践するための方策を検討する会議体を設置し、未来への工程表を示していく必要がある。としています。

3. 報告書を受けての当会の活動

3-1. 上記報告書の役員会での検討・確認と対応策の検討

報告書を県から配付されたのは6月下旬で、同時に報告書に対する当会の意見を求められました。当会は中井やまゆり園に虐待と言われる長時間の拘束があったこと等で、自閉症支援理念・技術の不足に驚き、ショックを受けました。中井やまゆり園を訪問し、以下の4点につき実情を聞かせて頂くこととしました。

3-2. 中井やまゆり園との懇談 7月30日(金)11:00~12:40 場所:中井やまゆり園

佐々木会長以下6名で訪問し、菅野園長以下3名の職員の方とお話しできました。

- ① 実際の状況、事実及び原因はどうだったのか? 対策はどう考えられているのかの確認
- ② 当会として何か手伝えることがあるのではないかと、(例えば中井やまゆり園内で、利用者をモデルとしたトレセミの実施)等の確認
- ③ 発達障害支援センターかながわA(エース)と中井やまゆり園との連携・相乗効果はどうなっている?
- ④ 報告書で述べている施設のあり方や今後の検討に向けて、当会の見解・意見の検討・確認

概要は以下の通りです。

- ・利用者目線の支援推進検討部会のヒアリングでは、身体拘束問題や県立入所施設のあり方等について厳しい指摘を受けた。
- ・現在は身体拘束(居室施錠)廃止プロジェクトを立ち上げ、外部アドバイザーもお呼びし、取り組みを行っている。
- ・人員体制は4人を1人で見ている状況で、行動障害を起こしている急性期支援の体制が必要。
- ・入所施設のあり方、人材育成の取り組みと課題

等について話し合いました。

尚、9/27には、冒頭の9/26の新聞記事を受けての事は別として、中井やまゆり園では利用者への身体拘束を行わない支援のあり方を検討するチームが結成された(当事者目線意識したチーム設置)との報道がありました。tvk ニュース(テレビ神奈川) ネットニュースより

3-3. これからの県立施設を考える会からの「県のヒアリングにあたってのお願い」の申し入れ

当協会事務局に「考える会」の松尾悦行氏から、標記の申し入れと下記2)項の集いへの参加要請がありました。松尾氏は中井やまゆり園の職員(寮長)をされていて退職された方との事でした。

1)考える会の論点要旨は以下の通りです。申し入れの資料、関係資料は解りやすく本質をついており、当会の考えと共通するものが多いと考えました。要旨は以下の通りです。

「県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。」また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援する諸機能を整備し、民間と

連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

- 2)「これからの障がい者入所施設のありかたと県立施設の役割を考える」集いへ Zoom 出席
主催:これからの県立施設を考える会 9月23日(木)13:30~16:30 会場:ウイリング横浜
緊急事態宣言中でもあり、Zoom 出席としましたが施設関係者の集いという感じでした。

3-4.「当事者目線の障がい福祉の係わる将来展望検討委員会」の県ヒアリング 8月7日(土)

2.項の障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会と報告書(令和3年3月作成)を受け 表記の将来展望検討委員会が設置され、第一回委員会が7月9日(金)に開催されています。委員会への関係団体の意見・要望の報告の為、県の当会へのヒアリングがあり、佐々木会長を含め6人が参加し、回答と要望をしました。

県からの設問は以下の通りで、県の受け止めで整理された当会のヒアリングの報告書が当会宛に届いています。また展望委員会には、ヒアリングを受けた障害当事者の4団体、関係団体として当会含む11団体の報告書がまとめられ発行されています。今後も委員会の検討を見守りたいと考えます。

- 1 障がい者が地域生活を継続するために必要な支援、体制について
- 2 障害者支援施設の現在の役割、課題及び今後について
- 3 県立障害者支援施設の課題と民間施設との関係において県立施設に求められる役割
- 4 県の障害福祉施策に関する意見

4. まとめ、当会が望む 中井やまゆり園を想定した県立施設に果たして欲しい事

以上の経過の中での諸資料の検討や話し合いの中で、私達が確認した当会が望む中井やまゆり園を想定した、県立施設のあり方、果たして欲しい事は以下の通りと考えています。

県立施設、行政の立場、県職員という強みを活かして、障がい者の地域の暮らしを支援する諸機能を備え整備し、民間と連携する圏域の拠点施設・機関としての機能を果たす事を求めます。

- 1) 家庭では養育が困難な強度行動障害者の生活の場を保障する機関であること
急性期支援を可能とする人員配置により、先進的な取り組みを可能とする体制の確保
- 2) 発達障害や強度行動障害者の療育のあり方の政策立案・推進を果たす機関であること
これまでの県立施設としての優先事項(広域支援、療育施設機能優先)からの脱却と自己革新機能の確保により、先進的民間施設をリードする機関
(津久井やまゆり園での県立施設変革の反映。小グループ化、意思決定支援等の展開移行訓練の為にグループホーム機能の設置)
- 3) 療育技術の研究・学習による支援力の高い人材の育成と地域人材育成への貢献
スペシャリストや支援のあり方の政策立案・推進を果たす人を育成する人事制度の導入
- 4) 圏域各地区の地域施設と連携した有期限、通過型の施設機能の強化、
地域生活支援拠点機能の保有
- 5) これまで示されてきた基本理念と基本方針が実際に展開できる人材配置と体制整備、環境設備等の配備。
- 6) 発達障がい者支援センターとそれを支える療育機能の連携による総合的機能強化
- 7) できれば圏域ごとに、地域生活支援拠点機能を持つ小規模入所施設(グループホーム)を作って、地域と連携ができる体制が構築され、その統括・親機能となることを求めます。

以上

(2021年11月 文責:神奈川県自閉症協会 相談役 内田 照雄)